

(環境省24-5)

施策名	目標2-1オゾン層の保護・回復				担当部局名	フロン等対策推進室	作成責任者名	フロン等対策推進室長 高澤 哲也		
施策の概要	オゾン層の状況の監視を行い、オゾン層破壊物質の生産・消費規制、排出抑制対策を実施し、さらにフロン類の回収・破壊を推進することにより、オゾン層の保護・回復を図る。				政策体系上の位置付け	2. 地球環境の保全				
達成すべき目標	オゾン層破壊物質の生産・消費の削減及び既に使用されたオゾン層破壊物質の回収・大気放出を抑制し、オゾン層の保護・回復を図り、有害紫外線による人の健康や生態系への悪影響を減らす。			目標設定の考え方・根拠	モントリオール議定書		政策評価実施予定時期	平成25年6月		
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度			
1 ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)消費量(ODPtン)	5,562	H元年度	0	H32年度	-	-	-	-	-	モントリオール議定書において平成32年度までに0とすることとされているため。
2 業務用冷凍空調機器からのフロン類回収量(トン)	-	-	増加傾向を維持	-	-	-	-	-	-	既に使用された機器のフロン回収量について、都道府県の登録を受けた回収業者から報告された機器廃棄時及び整備時における回収量を計測し増加傾向を維持することとした。
3 PRTRによるオゾン層破壊物質の排出量のODP換算値(ODPtン)	-	-	減少傾向を維持	-	-	-	-	-	-	PRTR法に基づくオゾン層破壊物質の排出量にオゾン破壊係数を乗じて得られた数の合計を計測し減少傾向を維持することとした。

達成手段(開始年度)	補正後予算額(執行額) (百万円)		24年度 当初 予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等
	22年度	23年度			
フロン等対策推進調査費 (1) (※「達成手段の概要」参照)	143 (96)	130	106	1, 3	<p><達成手段の概要> オゾン層破壊物質の排出抑制対策を実施するとともに、温室効果ガスである代替フロン等3ガスの排出抑制を実施するため、フロン類の適正な回収及び破壊の推進やオゾン層の状況の監視等を行い、今後の対策について検討等を行う。</p> <p><達成手段の目標> ・オゾン層の保護・回復と地球温暖化の防止 ・2008年～2012年の代替フロン等3ガスの排出量を基準年総排出量比で▲1.6%とするため、 ①業務用冷凍空調機器の冷媒フロン類の廃棄時回収率を20年度～24年度の5年間で平均6割に向上 ②HFCなどの代替フロン等3ガスの排出量を20年度～24年度の5年間平均で3,100万t-CO2に抑制 ・業務用冷凍空調機器の使用時排出抑制対策・ノンフロン製品等の普及加速化による脱フロン社会構築の推進</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・業務用冷凍空調機器の冷媒フロン類の廃棄時回収率は約3割と低い水準であり、法律の施行状況の実態把握やフロン類に係る経済的手法の適用可能性の検討を行うことにより、フロン類対策の一層の向上を図ることができる。 ・フロン類等を用いないノンフロン製品の普及を図ることにより、消費者のフロン対策に対する意識を向上するとともに、フロン類等の消費量や排出量の削減を図ることができる。</p>
省エネ自然冷媒冷凍等装置導入促進事業【関連：24-2】	-	-	-	2	<p><達成手段の概要> 業務用の冷凍・冷蔵・空調設備に関し、自然冷媒を使用した省エネ型の冷凍・冷蔵・空調装置を導入しようとする民間事業者に対して、当該設備導入費用の一部(フロン類冷媒を使用した同等の冷凍能力を有する装置を導入する場合の費用との差額の3分の1)を補助する。</p> <p><達成手段の目標> 省エネ自然冷媒冷凍等装置の導入・普及の促進</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 平成20～23年度の補助事業によるCO2削減見込量(累計)は、 平成20年度 約9,400t-CO2/年 (省エネルギー化約2,900t-CO2/年、フロン類冷媒使用時漏洩由来 約6,500t-CO2/年) 平成21年度 約23,000t-CO2/年 (省エネルギー化 約7,600t-CO2/年、フロン類冷媒使用時漏洩由来 約15,400t-CO2/年) 平成22年度 約31,800t-CO2/年 (省エネルギー化約10,700t-CO2/年、フロン類冷媒使用時漏洩由来 約21,100t-CO2/年) 平成23年度 約46,100t-CO2/年 (省エネルギー化 約14,300t-CO2/年、フロン類冷媒使用時漏洩由来 約31,800t-CO2/年)</p>

(環境省24-6)

<p>施策名</p>	<p>目標2-2地球環境保全に関する国際連携・協力</p>					<p>担当部局名</p>	<p>研究調査室 国際連携課 国際地球温暖化対策室 国際協力室</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>研究調査企画官 福島 健彦 国際連携課長 塚本 直也 国際地球温暖化対策室長 新田 晃 国際協力室長 新田 晃</p>	
<p>施策の概要</p>	<p>環境に関する世界的な枠組みづくりやルール形成等に積極的に貢献するとともに、アジアをはじめとする各国及び国際機関との連携・協力を進める。</p>					<p>政策体系上の位置付け</p>	<p>2. 地球環境の保全</p>			
<p>達成すべき目標</p>	<p>環境に係る主要国際会議の政府対処方針の作成や会議への出席を通じて、国際的な枠組みづくり・ルール形成等への積極的な貢献を行う。また、アジアをはじめとする各国(大使館等)や主要国際機関との連携・協力を推進する。</p>				<p>目標設定の考え方・根拠</p>	<p>環境基本法第5条(国際的協調による地球環境保全の積極的推進)</p>	<p>政策評価実施予定時期</p>	<p>平成25年6月</p>		
<p>測定指標</p>	<p>基準</p>	<p>基準年度</p>	<p>目標</p>	<p>目標年度</p>	<p>施策の進捗状況(目標)</p>					<p>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</p>
<p>1 地球環境保全に関する国際的な連携の確保、国際協力の推進等</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>24年度</p>	<p>25年度</p>	<p>26年度</p>	<p>27年度</p>	<p>28年度</p>	<p>-</p>
<p>2 国際的枠組みへの貢献、各国への連携、支援の進捗状況</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>24年度</p>	<p>25年度</p>	<p>26年度</p>	<p>27年度</p>	<p>28年度</p>	<p>-</p>

達成手段(開始年度)	補正後予算額(執行額) (百万円)		24年度 当初 予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等
	22年度	23年度			
(1) 経済協力開発機構拠出 金等 (※「達成手段の概要」参 照)	42 (37)	31	29	1	<p><達成手段の概要・目標> ・OECD拠出金(H7年度～) OECDの環境プログラムのうち、気候変動分野における各種分析、気候変動枠組条約の実施を助けるために実施している作業、加盟国等の環境保全成果について相互に審査を行う作業や化学品の有害性評価手法(基準)の策定に関する作業など、環境省で積極的に関与し活用しているものに対し、プログラムごとの金額分配を指定した上で拠出を行う。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 環境分野、とりわけ経済的側面からの環境問題の分析において数々の業績を残している国際機関であるOECDと協働することによって、国際的な枠組みづくり・ルール形成等への積極的な貢献を行うとともに、各国や主要国際機関との連携・協力を推進することができる。</p>
(2) 排出・吸収量世界標準算 定方式確立事業拠出金 等 (平成9年度)	181 (181)	177	178	2	<p><達成手段の概要> ①気候変動に関する政府間パネル(IPCC)拠出金(平成9年度～) ・IPCCの科学的知見が国際的枠組みの構築の基盤となっていることを踏まえ、IPCCの活動や各種報告書作成に貢献すべく、環境省はIPCCに対し拠出金により支援する。 ②排出・吸収量世界標準算定方式確立事業拠出金(平成11年度～) ・我が国は1998年のIPCC第14回総会において、インベントリー(温室効果ガスの排出目録)の方法論改訂、確立に向けた作業を集中的に実施するためのタスクフォースの事務局(テクニカルサポートユニット)をホストすることを提案、了承された。タスクフォース事務局の活動を拠出金により支援する。</p> <p><達成手段の目標> 拠出金の支出 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 拠出金を支出し、IPCC及びインベントリータスクフォースを支援することにより、各国の政策策定に資する科学的知見の取りまとめに貢献するとともに、IPCCの活動における我が国のプレゼンスが増すことが期待される。また、同タスクフォースは、気候変動枠組条約(UNFCCC)からの要請のもと、温室効果ガスの排出量を正確に推計するためのマニュアル等の作成を担当し、国際的な気候変動対策の実施に貢献している。</p>

<p>(3) 国際連合気候変動枠組条約事務局拠出金 (平成21年度)</p>	<p>17 (17)</p>	<p>17</p>	<p>16</p>	<p>1</p>	<p><達成手段の概要・目標> 同事務局に我が国から専門家を派遣し、同事務局との意思疎通を促進することにより求める主な成果は以下のとおり。 ・政府間プロセスを支援し、実施に関する補助機関(SBI)に報告される内容の準備 ・FTS(Financial and Technical Support,Programme)により実施される会合及び研修プログラムの実施及び内容に関する支援 ・資金、緩和、持続可能な開発に係る政策及び措置に関する情報のまとめ及び分析支援 ・非附属書 I 国が国別報告書を作成するにあたっての技術及び能力に関するニーズを把握し、これを改善する提言等</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・政府間プロセスを支援し、実施に関する補助機関(SBI)に報告される内容の準備 ・FTS(Financial and Technical Support,Programme)により実施される会合及び研修プログラムの実施及び内容に関する支援 ・資金、緩和、持続可能な開発に係る政策及び措置に関する情報のまとめ及び分析支援 ・非附属書 I 国が国別報告書を作成するにあたっての技術及び能力に関するニーズを把握し、これを改善する提言を行う 等</p>
<p>(4) 国際連合環境計画拠出金等 (※「達成手段の概要」参照)</p>	<p>276 (276)</p>	<p>261</p>	<p>219</p>	<p>1</p>	<p><達成手段の概要・目標> ・UNEP拠出金(H16年度～) →国連における環境関連の唯一の総合調整機関であるUNEPの活動に対して拠出を行う。 ・UNEP国際環境技術センター(IETC)拠出金(H16年度～) →大阪に設置されているUNEP国際環境技術センター(IETC)における、水質汚濁、大気汚染、廃棄物処理、湖沼集水域管理等に関する途上国への環境技術移転に関する事業を実施するための費用について拠出を行う。 ・UNEPアジア太平洋地域事務所拠出金「気候変動に強靱な発展支援プログラム」(H24年度～) →アジア・太平洋地域の途上国に対して適応基金へのダイレクトアクセス(直接の支援申請)の能力開発を行う。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 国連の下に設置された環境に関する問題を国際的かつ横断的に扱う唯一の組織である当該機関の活動を支援することにより、世界全体での環境保全の推進に貢献する。また、我が国の有する環境分野の知見・経験・技術等を各国と共有し、国際的な枠組みづくりに積極的に貢献し、我が国の国際社会でのプレゼンスを高める。</p>

<p>(5) 国際連携戦略推進費 (平成23年度)</p>	<p>-</p>	<p>70</p>	<p>68</p>	<p>1</p>	<p><達成手段の概要> ・リオ+20(事後のフォローアップ含む)に係る調査・分析、リオ+20国内準備委員会の運営 リオ+20の成果を踏まえた調査・分析を行い国際連携戦略を検討する。また、リオ+20国内準備委員会において、リオ+20の成果報告会などの発信の場を設ける。 ・貿易と環境に関する戦略的検討調査 WTOにおける環境と貿易の議論や、TPP、日EU間EPAをはじめとするEPA/FTA等に関する議論の動向を調査・分析し、国際連携戦略を検討する。</p> <p><達成手段の目標> 「経済」、「社会」、「環境」との関連性も考慮した上で、国際社会に対して持続可能な発展や環境保全の国際的枠組に関する方向性を示すような知的貢献、建設的提案を行う。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 各国政府や国際機関における環境分野のポジションや取組状況等について調査・分析して環境保全に係る国際連携戦略の検討をすること、国際的な枠組みづくり・ルール形成等への積極的な貢献を行うとともに、各国や主要国際機関との連携・協力を推進することができる。</p>
<p>環境国際協力推進費 (6) (※「達成手段の概要」参照)</p>	<p>277 (226)</p>	<p>216</p>	<p>171</p>	<p>1</p>	<p><達成手段の概要・目標> ・東アジア・東南アジア地域において、各種環境政策対話を通じ我が国のクリーンアジア・イニシアティブ(CAI)の取り組みの普及・浸透を図るとともに、東アジア首脳会議環境大臣会合、ASEAN+3環境大臣会合及び日ASEAN環境協力対話等の機会を捉え我が国の技術及び経験を広め、アジア諸国における持続可能な発展を促す。 ・東アジアの中核国である日中韓3カ国においては、日中韓三カ国環境大臣会合(TEMM)を継続的に開催するとともに、各種TEMMプロジェクトの実施を推進する。 ・日中環境協力強化にむけ中央政府レベルでの取り組みを共同で調査・研究し、公開セミナーを通じて成果を発表するとともに、日モンゴルにおいても環境協力を推進する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 途上国において増大する環境負荷を低減するため、東アジア首脳会議環境大臣会合、ASEAN+3環境大臣会合及び日中韓三カ国環境大臣会合等において政策対話を進めると同時に、各個別環境協力プロジェクトの形成及び推進を行うことにより、国際的な枠組みづくり・ルール形成等への積極的な貢献を行うとともに、各国や主要国際機関との連携・協力を推進することができる。</p>

<p>リオ+20における政府 (7) ブースの設置等経費 (平成24年度)</p>	-	-	64	1	<p><達成手段の概要> リオ+20の場において、グリーン経済の促進に向けた取組や、リオ+20に係る国内情勢、東日本大震災からの復興に係る取組等に関して、環境省展示ブースを設置し、パネル、ポスター、パンフレットを展示などを行う。また、リオ+20結果報告のためのセミナーを開催する。</p> <p><達成手段の目標> リオ+20において我が国の優れた環境技術や知見を各国に紹介し、世界全体での行動を促すメッセージを発信することにより、世界全体での環境保全及びグリーン経済の推進に貢献する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> グリーン経済への移行や東日本大震災からの復興など、実施する展示やセミナーにおいて鍵となるメッセージに焦点を当てて発信することにより、国際的な枠組みづくりやルール形成等に貢献し、国際社会における我が国のプレゼンスを高める。</p>
<p>気候変動枠組条約・京都 (8) 議定書拠出金等(平成16 年度)</p>	83 (83)	102	102	1	<p><達成手段の概要> 国際条約に参加する先進国の一員としての責任を果たすため、排出・吸収量審査のための審査員トレーニングプログラムへの拠出等、同条約及び議定書の実施のために必要な費用の一部を拠出する。</p> <p><達成手段の目標> 地球温暖化対策の国際的な枠組みである気候変動枠組条約及び京都議定書の実施のために必要な国際的取組を促進する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 国際機関の活動・成果に対し、寄与の内容を設定することは困難。</p>
<p>次期国際枠組みづくり推 (9) 進費 (平成19年度)</p>	137 (126)	122	93	1	<p><達成手段の概要> 次期枠組みの構築に係る交渉と温室効果ガスの削減の実施について、主要国に対する働きかけ、次期枠組みに係る我が国提案として望ましい枠組みのあり方の検討を行う。</p> <p><達成手段の目標> 気候変動枠組条約・京都議定書の下での国際交渉等において、すべての主要国による公平かつ実効性ある国際的枠組みの構築の実現のため、主要国の動向を踏まえつつそうした枠組みのあり方を明らかにし、我が国からの積極的な働きかけを行う。また、開発途上諸国での排出削減を着実に実施するための能力向上や体制の構築等に資する取組を行う。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> COP17ダーバンにおいて、将来の枠組みに関して、可能な限り早く、遅くとも2015年中に全ての国に適用される議定書、法的文書または法的効力を有する合意成果を採択し、これを2020年から発効させ、実施に移すとの道筋に合意するなど国際枠組みの構築に寄与。</p>

(環境省24-7)

施策名	目標2-3地球環境保全に関する調査研究				担当部局名	研究調査室	作成責任者名	研究調査企画官 福島 健彦		
施策の概要	地球環境分野のモニタリングを推進するとともに、気候変動の影響及び影響に対する適応の情報収集・調査研究などを推進する。				政策体系上の 位置付け	2. 地球環境の保全				
達成すべき目標	気候変動等の分野に必要な調査研究、監視・観測、基盤技術の開発、情報提供を推進する。			目標設定の 考え方・根拠	第3期科学技術基本計画(平成18年3月28日閣議決定)	政策評価実施 予定時期	平成25年6月			
測定指標	基準		目標		施策の進捗状況(目標)					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度			
1 各種研究調査の推進・成果等の情報提供の進捗状況	-	-	-	-	成果の 施策への 活用	成果の 施策への 活用	成果の 施策への 活用	成果の 施策への 活用	成果の 施策への 活用	地球環境を保全し、環境と経済の統合された社会の実現のために、環境研究・技術開発の推進が必要不可欠であり、その重要性については第3期科学技術基本計画(平成18年3月28日閣議決定)においても指摘されており、地球温暖化防止等の分野に必要な調査研究、監視・観測、基盤技術の開発、情報提供を推進することとした。
2 地球環境保全試験研究費による業務終了翌年度に実施する事後評価(5点満点)で4点以上を獲得した課題数(4点以上の課題数/全評価対象課題数)	-	-	各年で 50%以上	-	50%以上	50%以上	50%以上	50%以上	50%以上	地球環境保全試験研究費は、「研究成果の社会的・経済的・行政的価値」、「研究成果の科学的・技術的価値」等の研究成果の社会的価値に関する指標を用い事業終了後「事後評価」を外部評価委員会により実施しているため。 優れた研究であったと説明できる4点以上の課題が過半数を占めることが概ね国民理解を得られるラインだと考えられる。

達成手段(開始年度)	補正後予算額(執行額) (百万円)		24年度 当初 予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等
	22年度	23年度			
(1) 地球環境戦略研究機関 拠出金 (平成10年度)	500 (500)	500	500	1	<p><達成手段の概要> 地球環境戦略研究機関では、これまでの活動により築いたネットワークや知名度も活かしつつ、顕在化する環境危機に対してより迅速に取り組み、アジア太平洋地域の途上国をはじめとした各国政府、国際機関の環境政策に採用されるような研究成果を提示していくこととしている。さらに単なる研究のみならず、政府間の情報交換の促進や政策形成の支援といった、民間では実施できない高度な公共性および国際性を要する業務を進めている。このような活動を行うアジア太平洋地域唯一の国際的環境政策研究機関として、アジア太平洋地域の持続可能な開発に向けた取組みに貢献する研究をリードするため、拠出金により支援するものである。</p> <p><達成手段の目標> 地球環境戦略研究機関が実質的な国際機関としての地位を確立し、国際的なネットワークの形成の促進、国際世論形成に対する貢献などを通じて、地球環境問題に対し、我が国がリーダーシップを果たす上で重要な役割を担うこと。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 地球環境問題は、我が国の国際貢献が最も期待される分野の一つ。環境省としては、IGESが研究成果や提言を国際的に発信し、科学面から地球環境問題の解決に寄与していくことを期待。 我が国が、このように自国のみ利益を超えた公共・公益的な視点で積極的な国際貢献を行うことは、日本の国際的イメージアップと尊敬の獲得につながり、日本の大きな国益に合致し、施策の達成すべき目標に寄与する。</p>
(2) 地球環境に関するアジア 太平洋地域共同研究・観 測事業拠出金 (平成16年度)	204 (204)	194	182	1	<p><達成手段の概要> アジア太平洋地球変動研究ネットワーク(APN)は日米韓等の拠出金により公募型の先進国・途上国共同研究の推進やセミナー等の開催による能力開発事業の推進を行う。対象案件は、国際公募した上で厳密な審査を経て政府間会合が承認し、その成果は政府間会合に報告される。また、本ネットワークによるセミナーや政策対話を通じて、参加国間の連携を強化するとともに、ウェブ、ニュースレター、研究報告書を通じた情報発信等を行う。</p> <p><達成手段の目標> 競争的資金を活用した効率的な採択を行い、途上国のニーズに応える形で、我が国の科学的知見を共有する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 競争的資金により地球環境に関する研究の促進、セミナーの開催、ウェブやニュースレター等による成果の情報提供が促進される。</p>
(3) 温室効果ガス観測技術衛 星「いぶき」による地球環 境観測事業 (平成23年度) 【関連:24-41】	-	-	-	1	<p><達成手段の概要> ・「いぶき」後継機をはじめとする観測技術、モデリング技術を設計、開発する。 ・既存の技術と「いぶき」のデータ活用を始めとする人工衛星、地上等での直接観測技術及びモデリング技術を組み合わせ、森林インベントリを補完・検証する技術システムを開発する。 ・将来的なクレジット化、我が国の中長期目標達成への活用を視野に入れて、途上国における森林減少・劣化からの排出抑制(REDD+)活動の温室効果ガス削減・吸収効果を定量的・客観的に把握する。</p> <p><達成手段の目標> 観測システムの概念設計</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> REDD+に関するソフト、ハード面での情報収集を行い、最終的な観測システムの概要、必要なスペック、現状の観測機器の課題等をまとめ、今後の効率的な開発作業に資する。</p>

<p>地球環境保全試験研究 費 (4) (平成13年度) 【関連:24-41】</p>	<p>314 (310)</p>	<p>302</p>	<p>270</p>	<p>1、2</p> <p><達成手段の概要> ・地球環境保全試験研究費(H13年度～) 関係行政機関及び関係行政機関の試験研究機関が実施する地球環境の保全に関する試験研究について、効率的かつ総合的な試験研究計画等の推進を図るため、環境省設置法第4条第3号の規定に基づき、関係予算を一括計上し、予算成立後関係行政機関へ移し替えることにより、試験研究の一元的推進を図るもの。</p> <p><達成手段の目標> —</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 本事業における研究は、中長期的視点も踏まえ、計画的・着実に進めるべきものであり、観測結果等の成果は、地球温暖化対策をはじめ地球環境政策の立案・実施に科学的基盤を与えるものである。</p>
---	----------------------	------------	------------	--